



## 町民の皆さんの生活を支援します

### ① 全住民にギフト券をお届けします

1人につき10,000円分のJCBギフト券をお届けします。※3月より順次配布中  
使用期限 令和8年10月31日までにご利用ください

### ② 全世帯にガソリン券をお届けします

1世帯につき5,000円分のガソリン券をお届けします。※3月より順次配布中  
使用期間 令和8年5月1日から10月31日

### ③ 全世帯に町指定ごみ袋引換券をお届けします

1世帯につき1枚のごみ袋引換券をお届けします。※3月より順次配布中

①～③の詳細は広報いびがわ3月号14ページをご覧ください

### ④ 水道料金の基本料金を免除します

- 免除期間 令和8年4月請求分から7月請求分までの4か月間
- 免除内容 町内全ての使用者(公共施設は除く)に対して基本料金770円/月(税込)のみを全額免除します。ただし、メーター使用料と超過料金(1か月あたり10m<sup>3</sup>を超える分)は徴収させていただきます。
- 申請方法 基本料金を差し引く方法で実施します。納付方法の変更はありませんので、申請手続きは不要です。

☎ 上下水道課 TEL 22-2805

### ⑤ プレミアム商品券を販売します

- 内容 揖斐川町商工会加盟店で使用できる商品券12,000円分を10,000円で2,000口販売します。  
※購入には事前申し込みが必要です。
- 対象者 揖斐川町民
- 申込期間 令和8年4月6日(月)～4月10日(金)※申し込み多数の場合は抽選となります。
- 有効期間 令和8年6月1日(月)～10月31日(土)

☎ 商工観光課 TEL 22-2814

※この事業は国の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。

## 町内の事業所に就職された方に奨励金を交付します

- 対象者 町内に住民登録がある新規卒者で、卒業後1年以内に本店所在位置が町内にある事業所に就職し、6か月以上継続して勤務している方
- 申請期間 正規労働者として就職した日から起算して6か月を経過した日から2か月以内
- 交付金額 **20万円**

☎ 商工観光課 TEL 22-2814

## 男性のための介護予防教室「いびがわ男塾」を開催します

- 内容 「いつまでも元気に、楽しく暮らしたい!」そんな思いを応援する、生活に役立つ情報と体力づくりを、楽しく学び・実践します。
- 対象者 揖斐川町在住の65歳以上の男性
- 参加費 無料
- 日程 毎月第3火曜日 10:00～11:30(受付9:30)
- 場所 地域交流センター はなもも

☎ 揖斐川町地域包括支援センター TEL 23-1341

## 子育て支援を充実させます

### 1 見守りベビー用品配達事業を始めます

**対象者** 令和7年4月1日生まれ以降の児とその保護者

**内容** 町内在住の乳幼児のいる家庭に、オムツなどのベビー用品を無償で届け、乳幼児とその保護者の見守りを行う(生後1歳6か月頃までに5回実施)  
※対象者には、事業開始時に町から個別案内を行います。

☎ 揖斐川保健センター Tel 23 - 1511

### 2 第2子以降に出産祝金を贈ります

**内容** 第2子以降のこどもが生まれた世帯に祝金を支給

**対象** 町内在住の第2子以降のこども

**金額** 1人**10万円**

※すこやかベビー祝金**5万円**とあわせて、第2子以降のこどもには**15万円**が支給されます。

### 3 理学療法士による巡回相談支援事業を実施します

**内容** 発達面などに困難さを抱えるこどもの困り感の軽減・解消を図ることを目的として、町立幼児園で巡回相談支援を行います。

### 4 ファミリーサポートセンター事業

**内容** 児童の預かりを希望する方と、援助を行う方をつなぐ相互援助活動として、子育て援助活動支援アドバイザーによるマッチングを行い、地域全体で子育てを支える体制を整備します。

☎ 子育て支援課 Tel 22 - 2791

## こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）が始まります

**事業内容** こども誰でも通園制度は、保護者の就労状況にかかわらず、月10時間まで保育所等に預けることができる制度です。家庭とは異なる経験や、同じ年頃のこどもと触れ合う機会を得ることができます。

**対象者** 6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこども

**利用方法** 利用するには「乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定」を受ける必要があります。詳しくは子育て支援課までお問い合わせください。

☎ 子育て支援課 Tel 22 - 2791

## 新築住宅・中古住宅を取得し入居した方に奨励金を交付します

### 対象者

- 町内で、新築住宅・中古住宅(玄関・台所・浴室・便所・居室がある)を取得し、入居する方(別荘等一時的に使用するものおよびアパートなど賃貸を目的とするもの、既存住宅の増築や改修は対象外。3親等内の親族関係者からの購入は対象外)
- 申請者および同居者(三世代同居者・近居者含む)に町税など納付金の滞納がない方

**奨励金額(基本)** 新築住宅：**30万円** 中古住宅：**10万円**

### 加算項目と金額

- 町内建設業者と契約し、新築する場合 加算額：**10万円**(新築住宅のみ)
- 町外からの転入者の場合 加算額：**20万円**
- 用途地域指定区域に新築する場合 加算額：**10万円**(新築住宅のみ)
- 三世代同居世帯、近居世帯が居住する場合 加算額：**10万円**
- 18歳未満の世帯員がいる場合 加算額：1人につき**10万円**

☎ 政策広報課 Tel 22 - 2112